

2023年3月30日 全4頁

令和5年金商法等改正法案の概要

最善利益義務、説明義務、金融経済教育推進機構、四半期報告書など

金融調査部 主任研究員 横山 淳

[要約]

- 2023 年 3 月 14 日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」と「情報通信技術の 進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正 する法律案」が第 211 回国会に提出された。
- これらの法律案は、金融審議会市場制度ワーキング・グループ、ディスクロージャーワーキング・グループ、顧客本位タスクフォースの提言などを実現するものである。
- 具体的には、①幅広い金融事業者や企業年金等関係者に対する最善利益義務(顧客や年金加入者の最善の利益を勘案すべき義務)、②顧客属性に応じた説明義務の法定化、③顧客への情報提供におけるデジタル技術活用に関する規定の整備、④資産形成の支援に関する施策を総合的に推進する「基本方針」、⑤金融経済教育推進機構の創設、⑥(金融商品取引法上の)四半期報告書の廃止、⑦半期報告書・臨時報告書などの公衆縦覧期間の延長(5年に)、⑧上場等に伴う既存株主等の口座情報を求める通知に係る期間の規定の見直し(上場日程の期間短縮)など、多岐にわたる改正が盛り込まれている。
- いずれの法律案も成立すれば、その主要事項は、原則、公布日から起算して1年以内の 政令指定日からの施行が予定されている(上記⑥四半期報告書の廃止は2024年4月1 日施行予定など、異なる施行日のものもある)。

金商法等改正法案、振替法等改正法案の国会提出

2023年3月14日、次の2つの金融関連の法律案が第211回国会に提出された。

「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」(以下、金商法等改正法案)

「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部 を改正する法律案」(以下、振替法等改正法案)

これらの法律案は、2022年6月にとりまとめられた金融審議会市場制度ワーキング・グルー

プ中間整理 1 、同年 12 月にとりまとめられた<u>金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次中間整理</u> 2 (市場制度 WG 第二次中間整理)、同ワーキング・グループ<u>顧客本位タスクフォース中間報告</u> 3 (顧客本位 TF 中間報告)、<u>金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告</u> 4 (DWG 報告)を受けて、その提言などを実現するものである。

金商法等改正法案のポイント

金商法等改正法案の主なポイントをまとめると次のようになる。

図表1 金商法等改正法案のポイント

| 事項 | 概要(関連する主な法律) | 提言等 |
|-------------|-------------------------|--------------|
| 【顧客本位の業務運営・ | · 金融リテラシー】 | |
| 最善利益義務 | 〇顧客や年金加入者の最善の利益を勘案しつつ、 | 顧客本位 TF 中間報告 |
| | 誠実かつ公正に業務を遂行すべきである旨の義 | |
| | 務を、金融事業者や企業年金等関係者に対して | |
| | 横断的に規定(金サ法) | |
| | 〇上記に伴い個別の業法における同趣旨の規定を | |
| | 削除(金商法、銀行法、投信法など) | |
| 説明義務/情報提供 | 〇契約締結前交付書面の交付義務を、契約締結前 | 顧客本位 TF 中間報告 |
| | における、デジタルを含む、情報提供義務に改め | |
| | る(金商法、銀行法など) | |
| | 〇上記の情報提供を行うときは、顧客属性に照ら | |
| | して、その顧客に理解されるために必要な方法 | |
| | 及び程度により、説明を行わなければならない | |
| | (実質的説明義務)(金商法、銀行法など) | |
| | 〇契約締結時交付書面、最良執行方針等、運用報告 | |
| | 書など書面を原則としていた規定について、デ | |
| | ジタルを含む情報提供に改める(金商法、投信法 | |
| | など) | |
| 金融リテラシー向上 | 〇資産形成の支援に関する施策を総合的に推進す | 顧客本位 TF 中間報告 |
| /資産形成 | るための「基本方針」の策定(金サ法) | |
| | 〇「金融経済教育推進機構」の創設(金サ法) | |
| 【企業開示】 | | |
| 四半期開示の見直し | 〇金商法上の四半期報告書制度を廃止(金商法) | DWG 報告 |
| | 〇上場会社に対し、四半期報告書に代わり半期報 | |
| | 告書の提出を義務付け(金商法) | |

¹ 金本悠希「市場制度ワーキング・グループ中間整理」(2022年7月5日大和総研レポート)参照。

横山淳・森駿介・斎藤航・矢田歌菜絵「顧客本位タスクフォースの中間報告」(2022 年 12 月 14 日大和総研レポート)

横山淳「顧客本位タスクフォース中間報告 最善利益義務の制定」(2022 年 12 月 20 日大和総研レポート) 森駿介・斎藤航「新たなアドバイザー認定制度と金融リテラシー向上を巡る議論」(2022 年 12 月 20 日大和総研レポート)

矢田歌菜絵「顧客本位タスクフォース中間報告 利益相反と手数料等についての情報提供は義務化へ」(2023 年1月26日大和総研レポート)

<u>矢田歌菜絵「顧客本位タスクフォース中間報告</u> 顧客への情報提供のデジタル化は加速へ」(2023 年 2 月 24 日 大和総研レポート)

⁴ 藤野大輝「四半期開示の見直しの内容が明確に」(2022年12月21日大和総研レポート)参照。



² 金本悠希「金融審議会市場制度 WG の第二次中間整理」(2022 年 12 月 23 日大和総研レポート)参照。

³ 下記のレポート参照。

| 事項 | 概要(関連する主な法律) | 提言等 |
|-----------|--------------------------|--------------|
| 公衆縦覧期間の見直 | 〇次の開示書類の公衆縦覧期間を5年に延長する。 | DWG 報告 |
| L | ―いわゆる参照方式の有価証券届出書、その添付 | |
| | 書類 (注1) | |
| | 一発行登録書、その添付書類(注1) | |
| | 一発行登録追補書類、その添付書類 (注1) | |
| | —半期報告書 (注1) | |
| | ―半期報告書の確認書 (注1) | |
| | —臨時報告書 (注1) | |
| 【その他】 | | |
| 金融サービス提供法 | 〇「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サ | _ |
| の改称 | ービスの提供及び利用環境の整備等に関する法 | |
| | 律」に改称(金サ法) | |
| 不動産特定共同事業 | 〇不動産特定共同事業契約に基づく権利のトーク | 市場制度WG第二次中 |
| 契約 | ンについて第二項有価証券として金商法の規制 | 間整理 |
| | 対象とする(金商法、不特法) | |
| 投資法人の利益 | 〇投資法人の利益の定義の見直し(注2)(投信法) | 市場制度WG第二次中 |
| | | 間整理 |
| ソーシャルレンディ | 〇ソーシャルレンディング等の運用を行うファン | 市場制度 WG 中間整理 |
| ング等 | ドを販売する第二種金融商品取引業者に対し | |
| | て、運用報告書の交付が担保されていないファ | |
| | ンドの募集等を禁止(金商法) | |
| | 〇インターネットを用いてソーシャルレンディン | |
| | グ等の運用を行うファンドの募集を行う場合に | |
| | ついて電子募集取扱業務 (注3) と同様の規定を | |
| | 整備(金商法) | |
| 登録金融機関の業務 | 〇登録金融機関業務の範囲の見直し(有価証券等 | 市場制度WG第二次中 |
| 範囲 | 管理業務として行う場合に準ずる場合として政 | 間整理 |
| | 令で定める行為 (注4) を追加) (金商法) | |
| デジタル化関連 | ○各種の掲示情報等のインターネット公表(金商 | 市場制度 WG 第二次中 |
| | 法、金サ法) | 間整理 |
| | 〇各種手続のデジタル化(金商法) | |

(注1) これらの訂正報告書等を含む。

(注2) 利益の算定にあたり、評価・換算差額等の評価額をその算定の基礎から控除するよう規定の整備が行われる。

(注3) いわゆる投資型クラウドファンディングに係る業務のこと。

(注4)市場制度 WG 第二次中間整理では、電子記録移転権利(有価証券上の権利を表象するトークン)のうち、権利移転に発行者の承諾が必要になるなど、流通性等が限定されたもの(適用除外電子記録移転権利)の預託が想定されている。

(注5) 図表中の法令名の略称は次の通り。

金商法:金融商品取引法

金サ法:金融サービスの提供に関する法律(改正後は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律)

投信法:投資信託及び投資法人に関する法律

不特法:不動産特定共同事業法

(出所)金商法等改正法案、金融庁「金融商品取引法等の一部を改正する法律案 説明資料」(2023年3月)などを基に大和総研金融調査部制度調査課作成



振替法等改正法案のポイント

振替法等改正法案の主なポイントをまとめると次のようになる。

図表2 振替法等改正法案のポイント

| 事項 | 概要(関連する主な法律) | 提言等 |
|-----------|--------------------------|--------------|
| 上場日程の期間短縮 | ○新規上場等に伴い、発行者が株主等に対して株 | 市場制度 WG 第二次中 |
| | 式等の振替を行うための口座情報を求める通知 | 間整理 |
| | に関連して、(従来の)発行者が株主等への通知 | |
| | を行う期限 (注1) ではなく、株主等が発行者に | |
| | 口座情報を通知すべき期間を規定する(振替法) | |
| | 〇これに伴い、株主等に対する周知期間を確保し | |
| | つつ、実務の改善による上場日程の短縮が可能 | |
| | になる、と期待されている | |
| 日本銀行出資証券の | 〇日本銀行出資証券を含む特別法人出資証券を振 | 市場制度 WG 第二次中 |
| デジタル化 | 替制度の対象に追加(振替法) | 間整理 |
| デジタル化関連 | 〇各種の掲示情報等のインターネット公表(会計 | 市場制度 WG 第二次中 |
| | 士法、投信法、資産流動化法) | 間整理 |
| | 〇各種手続のデジタル化(会計士法) | |

(注1) 現行制度では、一定の日(上場日の通常2営業日前)の1カ月前まで通知することが求められている。「このような期間の設定方法が上場日程短縮の制約の1つになっている」と指摘されている(市場制度 WG 第二次中間整理 p. 6)。振替法等改正法案の下では、「この項の通知を発した日から起算して、株主及び登録株式質権者の保護のため必要かつ適当なものとして主務省令で定める期間内に通知者に通知すべき旨」を通知するように求める規定(現行の「1月」のような具体的な発出すべき期限の定めはない)とされている。

(注 2) 図表中の法令名の略称は次の通り。 振替法: 社債、株式等の振替に関する法律

会計士法:公認会計士法

投信法:投資信託及び投資法人に関する法律 資産流動化法:資産の流動化に関する法律

(出所) 振替法等改正法案などを基に大和総研金融調査部制度調査課作成

今後の予定

金商法等改正法案、振替法等改正法案は、今後、衆参両院での審議を経て、第 211 回国会において可決・成立することが予想される。

成立すれば、いずれの法律案も主要部分は、原則、公布日から起算して1年以内の政令指定日からの施行が予定されている(四半期報告書の廃止は2024年4月1日施行予定など、異なる施行日のものもある)。なお、所要の経過措置も講じられている。

